

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆最近の消費者トラブル

◆特定商取引法の基礎知識 第4章「勧誘目的の明示」

◆消費者安全調査委員会が設置されました。

◆消費生活展を開催します！

2 February  
月号

第35号



## 最近の消費者トラブル

「強引な勧誘を受けた。」「勧誘を断り切れずに契約してしまった。」「契約を解除したいけど、相手と連絡が取れなくなってしまった。」……。消費生活センターには、このような相談が多く寄せられています。

今回は、注意したい最近の悪質商法の例を紹介します。聞き慣れないものもあるかもしれませんが、よく知ってトラブル防止に努めましょう。

### 送りつけ商法

#### こんな相談がありました

電話でカニの購入を執拗に勧められて、断ったが、「カニを送る。」と一方的に言われて電話を切られた。事業者名は名乗らなかったで分からない。受取拒否したい。

#### アドバイス！！

- ▶ 勧誘されても必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ▶ 承諾していないのに一方的に商品が送りつけられても、支払義務・受取義務はありません。安易に商品を受け取らないようにしましょう。

### 劇場型勧誘

#### こんな相談がありました

仏像のパンフレットが届き、その数日後、別の業者から、「そのパンフレットを譲ってほしい。」と電話があった。信用性を知りたい。

#### アドバイス！！

- ▶ 公的機関をかたり勧誘を信じ込ませるケースもあるので、注意が必要です。
- ▶ うまい話や、不自然な誘いを安易に信じてはいけません。必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ▶ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

## 特定商取引法の基礎知識 第4章「勧誘目的の明示」

訪問販売では、事業者は商品等の販売を勧誘する目的で訪問したことを、あらかじめ消費者に明らかにしなければなりません。

本当は販売目的の訪問であるにもかかわらず、「無料点検しますよ。」などと言って訪問し、点検した後に、「布団にダニがいる。」「工事をしないと危険だ。」などと言って商品やサービスを契約させる「点検商法」による被害の相談が消費生活センターに寄せられていますので、気をつけましょう。

このような事業者がいた場合は、最寄りの消費生活センターに相談してください。



## 消費者安全調査委員会が設置されました。

昨年の国会で消費者安全法の一部が改正され、平成24年10月1日に消費者安全調査委員会が設置されました。この委員会では、消費生活上の「生命や身体に被害に関わる事故」の原因を究明するために調査を行い、被害の発生や拡大の防止を図っています。また、他の行政機関等で調査などが行われている場合には、その調査結果を評価して、必要があれば意見を述べ、場合によっては調査委員会が自ら調査を行います。

消費者安全調査委員会は、調査や評価の結果に基づいて内閣総理大臣に対して勧告をし、あるいは、適時に消費者被害の発生や拡大の防止のために講ずべき施策や措置について、内閣総理大臣や関係行政機関の長に意見具申を行います。事務局は消費者庁が担当しています。

### 消費者安全調査委員会への申出

消費者の生命又は身体被害に関わる消費者事故等について、被害の発生又は拡大の防止を図るため、事故等原因の究明が必要と思われる場合に、消費者安全調査委員会に対し、その旨を申し出て、事故等原因調査等を行うよう求めることができます。

この申出は、申出に関わる消費者事故等の被害者だけでなく、個人、法人を問わず、誰でも行うことができます。

申出された事案については、消費者安全調査委員会が必要な検討を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、事故等原因調査等を開始します。



詳しくは、消費者庁 消費者安全調査委員会のホームページを御覧ください。

URL <http://www.caa.go.jp/csic/index.html>

# 消費生活展を開催します！

宮城県消費生活センターでは、若者から高齢者まで安全・安心に暮らせる社会をめざし、自ら考えて行動する消費者を支援するために、消費生活展を通して必要な情報の提供を行います。

- 開催日時 平成 25 年 2 月 26 日（火）から 3 月 1 日（金）まで  
午前 10 時から午後 6 時まで  
（最終日は、午前 10 時から午後 4 時まで）
- 会場 東北電力グリーンプラザ 1 階 アクアホール（下図参照）  
（仙台市青葉区一番町三丁目 7 番 1 号）
- 内容 パネル展示…消費生活関連（悪質商法・製品事故・金融関連）  
ビデオ（DVD）上映…悪質商法・製品事故・金融関連  
パンフレット配布  
消費生活相談…商品やサービスの契約に関する消費者相談

東北電力グリーンプラザ

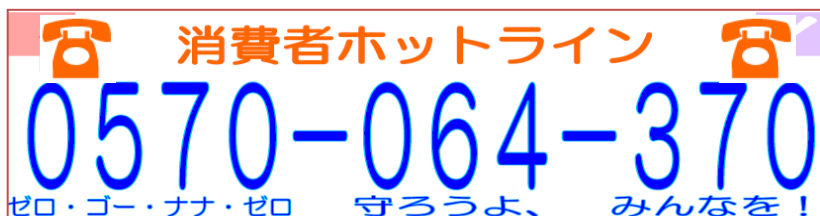
- JR 仙台駅より  
徒歩約 15 分
- 仙台市営地下鉄広瀬通駅  
（西 3 番出口）より徒歩約 1 分



## 困ったときは、消費者ホットライン

「消費者ホットライン」は、消費生活センターなどの消費生活相談窓口を御存知ない消費者の方に近くの消費生活相談窓口を御案内するもので、消費者庁が開設しました。年末年始を除いて、原則として毎日利用できます。

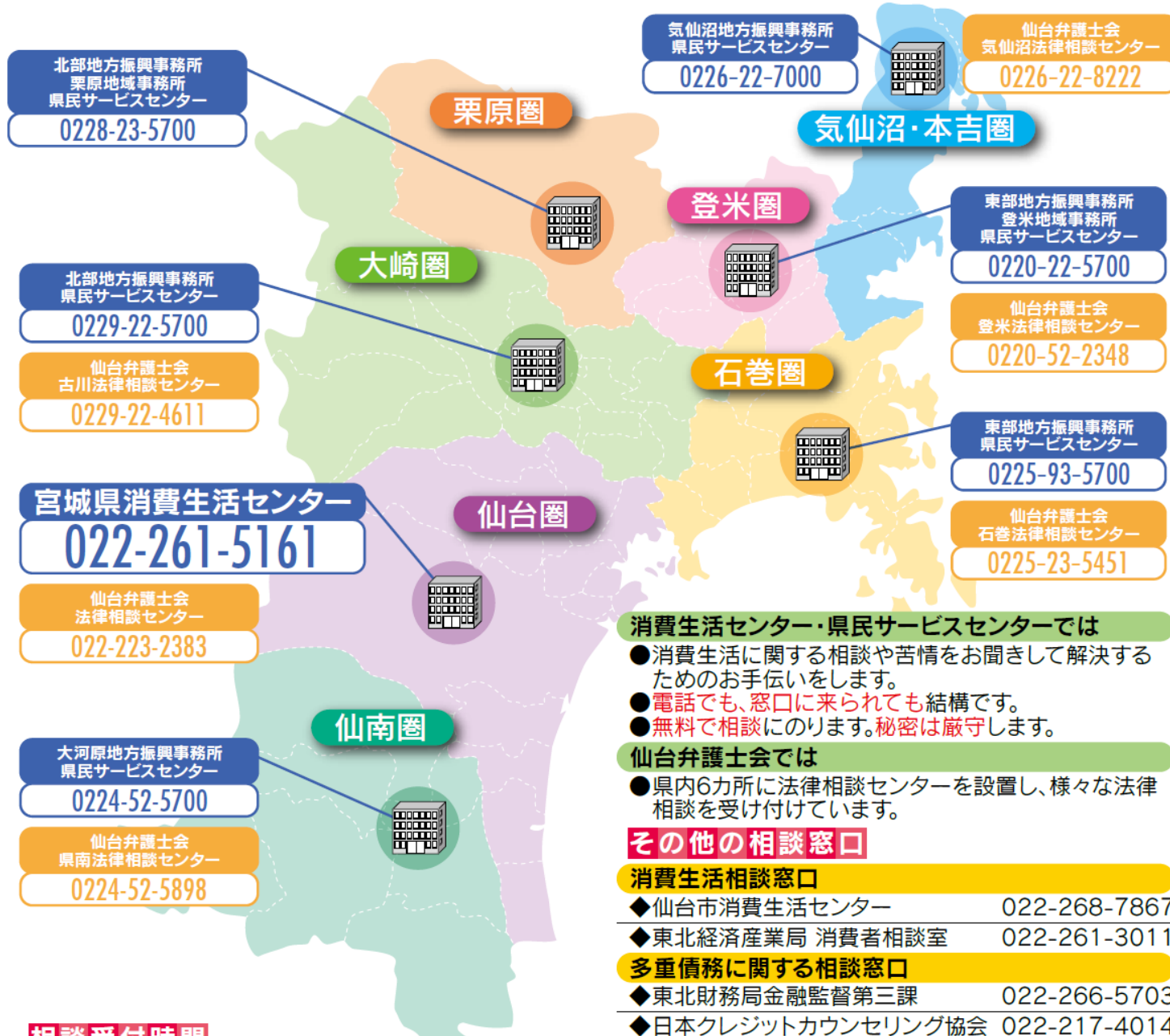
消費生活相談でどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を御利用ください。



困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



**消費生活センター・県民サービスセンターでは**

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

**仙台弁護士会では**

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

- その他の相談窓口**
- 消費生活相談窓口**
- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
  - ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- 多重債務に関する相談窓口**
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
  - ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014
- 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口**
- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
  - ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

## 相談受付時間

◆宮城県消費生活センター	平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
◆各地方振興事務所 県民サービスセンター	月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。